

2022 年 9 月 30 日

株主各位

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー
イヴレス株式会社
代表取締役社長 山川 景子

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご明示賜り、ご捺印の上、折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022 年 10 月 17 日（月曜日）午後 2 時 00 分
2. 場 所 東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー25 階
当会社本店
3. 会議の目的事項

決議事項

- 第 1 号議案 第三者割当により発行する募集株式の募集事項の決定を取締役会に委任する件
第 2 号議案 資本金の額の減少の件

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

参 考 書 類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

イヴレス株式会社

代表取締役社長 CEO 山川 景子

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第三者割当により発行する募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第200条に基づき、下記の通り、特に有利な払込金額をもって発行する募集株式の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合には、本株主総会開催日から1年以内に実施する募集株式の発行について、上記の募集株式の内容の範囲内で、当社取締役会において具体的な募集事項及び割当先を決定することを予定しております。

1. 募集株式の概要

(1) 募集株式の種類	普通株式
(2) 募集株式の数の上限	54,000 株
(3) 払込金額の下限	直近の流通株価と同額の1株につき2,400円とする
(4) 募集方法	第三者割当方式によるものとする。
(5) 募集事項の決定の委任	上記に定めるものの他、募集事項及び割り当てに関する細目事項については、当社取締役会決議により決定する。

2. 第三者割当により発行する募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する目的及び理由

新型コロナウイルス感染症により、当社の今後の事業活動に影響が生じる場合に備えて、財務体質の健全化と安定化を図り、当社の事業の成長及び収益の拡大を目指すためには、更なる資金調達が必要になることが見込まれます。当社の経営状況及び財政状態を踏まえ、迅速な資金調達の方法として、第三者割当による募集株式の発行が相当であり、その募集事項の決定を取締役に委任することが妥当であると判断いたしました。

3. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額で募集株式の発行をすることを必要とする理由

払込金額の決定に際しては、当社普通株式は、2021年7月28日に株式会社東京証券取引所が運営するTOKYO PRO Marketへ上場しておりますので、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本第三者割当増資に関する当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値、当該取締役会決議日の直前営業日の1カ月間の終値平均値、3カ月間の終値平均値、6カ月間の終値平均値、いずれかの株価に0.9を乗じた額以上の払込金額を設定

するのが通常です。

しかし、東京証券取引所 TOKYO PRO Market はプロ向けの株式市場であり、流動性が極めて低く、2021 年 7 月 28 日の成立値段以降、2021 年 11 月 16 日に同成立値段にて第三者割当増資を実施しましたが、その後は売買実績がなく、同日の終値である 2,400 円が特に有利な金額による発行に該当する可能性もございます。よって、上記払込金額の下限を発行価額とする本第三者割当増資は、会社法第 200 条第 2 項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性も否定できないため、慎重な手続きを経る観点から、本臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、本第三者割当により発行する募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任を行うことといたします。

3. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新規に発行される株式数は、上限 54,000 株（議決権 540 個）であり、本第三者割当増資前の当社の発行済株式数 618,000 株に対する割合は 8.7%と僅少であり、希薄化の規模に関して特段の問題はないものと判断しております。

第 2 号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社に現在生じております欠損を填補し、事業規模に応じた適正な税制の適用を通じて財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策の実現を目指すことを目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案につきましては、発行済株式総数を変更するものではなく、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額に変更はございませんので、1 株当たりの純資産額及び株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 100,000,000 円のうち 65,000,000 円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 35,000,000 円と致します。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022 年 10 月 28 日

以 上

<添付書類>

(その他)

・委任状

委 任 状

イヴレス株式会社の株主である私は、同社の株主である _____ 氏を代理人と定め下記の権限を委任致します。

1. 2022 年 10 月 17 日開催のイヴレス株式会社の臨時株主総会（その継続会又は延会を含む。）に出席し、次の決議につき、私の指示（下記に○で表示）に従って議決権を行使すること。但し、賛否いずれとも表示していない議案に関する賛否及び原案に対する修正案又は議事進行等に関する動議が提出された場合の議決権行使については、白紙委任致します。

第 1 号議案	原案に対し	賛 ・ 否
第 2 号議案	原案に対し	賛 ・ 否

2. 復代理人選任の件。

年 月 日

株 主

住所 _____

氏名 _____ 印

議決権数 _____ 個